

○学校法人関西大学情報システム運用基本規程

平成28年3月17日

制定

(目的)

第1条 学校法人関西大学及び法人が設置する学校（以下「本学」という。）における情報システムは、本学の全ての教育・研究活動及び運営の基盤として設置され、運用される。

本学の情報システムを利用して情報を適切かつ有効に取り扱うことにより教育及び研究の充実に資するためには、情報基盤の整備に加えて、安全かつ信頼される情報セキュリティを確保することが不可欠である。

そのために、本学の情報の保護及び活用並びに適切な情報セキュリティ対策を図ることを目的として、学校法人関西大学情報システム運用基本規程（以下「本規程」という。）を制定する。

本規程が目指すものは、次のとおりとする。

- (1) 本学の情報セキュリティに対する侵害の阻止
- (2) 学内外の情報セキュリティを侵害する行為の抑止
- (3) 情報資産の管理の徹底
- (4) 情報セキュリティ侵害の早期検出と迅速な対応の実現
- (5) 情報セキュリティの評価と更新

本規程をもって、本学情報セキュリティポリシーとする。

(運用の基本方針)

第2条 本学の情報システムは、円滑で効果的な情報流通を図り、前条に規定された目的を達成するために、優れた秩序と安全性をもって安定的かつ効率的に運用され、本学及び本学の構成員に供用される。

(適用範囲)

第3条 本規程は、本学の情報システムの利用者、臨時利用者及び運用・管理業務に携わる全ての者（以下「対象者」という。）に適用する。

(実施方法)

第4条 本学は、対象者が本規程及び各種内規等を理解し実施できるように教育又は指導する責任があり、本規程を実施するための手順は別に定めるものとする。なお、必要があれば、各部局等のそれぞれの事情に応じて、本規程に反しない範囲で、独自に対策基準や実施手順を作成する。

(対象者の義務)

第5条 対象者は、本規程に沿って本学の情報システムを利用し、別に定める学校法人関西大学情報システム利用規程を遵守しなければならない、意図の有無を問わず、学内外の情報資産に対する権限のないアクセスや改ざん、複写、破壊、漏洩等をしてはならない。

(最高情報セキュリティ責任者)

第6条 本学は、情報セキュリティを組織的に管理運用する体制を確立するために、最高情報セキュリティ責任者〔Chief Information Security Officer〕(以下「CISO」という。)を置く。

2 CISOは、ITセンター所長をもって充て、本学の情報システム資産の管理・運用を総括する。

(本規程の周知)

第7条 本学は、構成員に対して、ホームページ等を通じて、本規程を周知する。

(情報セキュリティ及び本規程の評価と更新)

第8条 本学は、本規程、各種内規等及び手順を整備した者並びに学内情報システム管理に関係する者(ITセンター委員、所員及び職員)に対して、各規程等の見直しを行う必要性の有無を適宜検討させ、必要と認めた場合には、その見直しを行う。

加えて、対象者自らが実施した情報セキュリティ対策に関連する事項に課題及び問題点が認められる場合には、当該事項の見直しを行う。見直し案は、ITセンター委員会において検討し、決定する。

(事務)

第9条 この規程の事務は、情報推進グループが行う。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、2018年4月1日から施行する。